

一般社団法人 大分県スポーツ学会認定
スポーツ救護講習会 運営細則

第1条 受講費用に関する事

受講費用は15,000円（資料代を含む）・学生は7,500円とする。

第2条 認定試験に関する事

- 1) 筆記試験と実技試験で構成する。
- 2) 筆記試験は、問題数25問、1問4点の100点満点とする。
- 3) 合否判定は、筆記試験において70点以上、かつ実技試験において一定の技術が習得されたと判定された者を合格とする。

第3条 認定更新に関する事

- 1) 認定を受けてから4年間のうちに大分県スポーツ学会認定の研修会、学会、実地指導などに関わり6ポイント以上のポイント取得を行うこと。
- 2) さらに更新年度に開催されるフォローアップ研修会（年に2回程度開催予定のどちらか1回）に参加すること。

第4条 ポイント要件に関する事

- 1) 大分県スポーツ学会主催、並びに共催の事業への参加
終日の場合 2ポイント、半日の場合 1ポイント
- 2) スポーツ救護に直接携わった場合 2ポイント
- 3) その他、大分県スポーツ学会が認定した研修会等であり、終日の場合は2ポイント、半日の場合は1ポイント。

第5条 更新手続きに関する事

- 1) 所定の登録更新申請書と第4条の1)～3)の参加を証明するもの（領収書など）を合わせて事務局へ提出する。
- 2) 申請期間は登録期限切れの2か月前からの受付とする。
- 3) 申請場所は事務局とする。
- 4) 更新手数料として別途2,000円を徴収する。

第6条 スポーツ救護員からスポーツ救護ナースへの変更等に関する事

- 1) 学生が本養成講習会を受講しスポーツ救護員の認定を受けている場合、卒業後、国家資格、並びに他学会等の認定資格を取得した場合は、その免許に対応するスポーツ救護員、或いはスポーツ救護ナースに変更できる。

第7条 認定証作成費に関する事

認定証の作成経費として別途実費1,000円を徴収する。

附則：本細則は平成24年1月1日より施行する。

本細則は平成24年7月1日より施行する。

本細則は平成24年12月1日より施行する。

本細則は平成27年10月1日より施行する。

本細則は平成30年7月1日より施行する。